

倫理方針

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本方針は、当社および連結子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の経営理念を実現するために遵守すべき企業としての倫理観および価値観を明らかにするとともに、企業倫理を受けて業務を遂行するうえで当社グループの役職員等が遵守すべき規範を明らかにすることにより、高い企業倫理の確立および遵法精神の徹底をはかり、社会からの揺るぎない信頼を確保することを目的とする。

(対 象)

第 2 条 本方針は、当社グループの役員、従業員および短時間勤務者等の当社グループの業務に従事する役職員（本方針中、「当社グループ役職員等」という。）を対象とする。

第 2 章 当社グループの企業倫理

(信頼の確保)

第 3 条 当社グループは、金融グループとしての社会的責任と公共的使命を十分認識し、自己責任に基づく健全かつ効率的な業務運営を通じて、内外社会からの揺るぎない信頼を確保する。

(法令およびルール of 厳格な遵守)

第 4 条 当社グループは、法令、社内規程および手続きならびに社会的倫理方針等内外のすべての規範を厳格に遵守し、誠実かつ公正に企業活動を遂行する。

(サステナビリティの意識)

第 5 条 当社グループは、サステナビリティを意識した経営体制を構築する。

(反社会的勢力との対決)

第 6 条 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決する。

(透明な経営)

第 7 条 当社グループは、経営情報を公正にかつ適時適切に開示し、透明な経営に徹する。

第 3 章 当社グループ役職員等の行動規範

(法令およびルールの遵守)

第 8 条 当社グループ役職員等は、法令または業務にかかわる諸規則およびルールの遵守しなければならない。この遵守にあたっては、形式的に従うだけでなく、背景にある精神を理解し、誠実に行動しなければならない。

(公私の別)

第 9 条 当社グループ役職員等は、常に公私の別を明らかにし、職務またはその地位を利用して私的な利益をはかってはならない。また、会社の公費を私的な目的に流用してはならず、家族、友人等が当社グループ各社と行う取引に関与してはならない。

(腐敗行為等の禁止)

第 10 条 当社グループ役職員等は、国内外および直接間接を問わず、公務員等（みなし公務員その他公務員に準ずる者を含む。）ならびに顧客、取引先その他の当社グループの事業に関わる全てのステークホルダーに対して、次に掲げる腐敗行為等を行ってはならない。

(1) 贈収賄、横領または背任行為

当社グループ役職員等は、贈収賄、金品の横領その他背任行為（外国のこれらに相当する犯罪を含む。）を犯してはならない。

(2) 金品または接待等利益の收受または供与等

当社グループ役職員等は、業務に関し社会儀礼の範囲を超える接待、贈答その他の利益の供与もしくは收受またはこれらの要求、申出もしくは約束を行ってはならない。

(3) 個人的な報酬または手数料等

当社グループ役職員等は、業務上の取引に関連して個人的な報酬または手数料等を受け取り、またはその要求もしくは約束を行ってはならない。

(4) 金銭の貸借および保証

当社グループ役職員等は、関係業者、取引先等との間で金銭の貸借や保証を行ってはならない。

また、当社グループ役職員等の間においてもみだりに金銭の貸借や保証を行ってはならない。

(5) 不公正な競争

当社グループ役職員等は、顧客に提供する商品およびサービス内容等に関し、競争相手との談合、取決めその他不公正な競争行為を行ってはならない。

(利益相反行為の管理)

第 1 1 条 当社グループ役職員等は、当社グループと顧客の間および当社グループの顧客相互間において利害の対立や競合等により顧客の利益が不当に害される行為を適切に管理しなければならない。また、当該取引が利益相反を伴うか否かについて、常に細心の注意を払わなければならない。

(専ら投機的利益の追求を目的とした取引の禁止)

第 1 2 条 当社グループ役職員等は、有価証券等の信用取引、証拠金取引、デリバティブ取引のほか、専ら投機的利益の追求を目的として有価証券等の取引を行ってはならない。

(情報の管理)

第 1 3 条 当社グループ役職員等は、業務上知り得た情報に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当社グループ役職員等は、業務上知り得た取引先に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(2) 当社グループ役職員等は、業務上知り得た非公開情報をもとに、証券投資などの私的経済行為を行ってはならない。

(3) 当社グループ役職員等は、提供する商品およびサービスの内容について、正しく開示し説明しなければならない。

(職場の秩序)

第14条 当社グループ役職員等は、職場の秩序保持のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 品位ある行動

当社グループ役職員等は、職場の内外を問わず、品位に欠ける行為またはふさわしくない行為を行ってはならない。

(2) 個人の人格の尊重

当社グループ役職員等は、お互いの人格を尊重して発言および行動しなければならない。なお、地位または職務上の権限を背景として、本来の業務の範疇を超えて、他の役職員等の人格、尊厳等を傷付ける等の行為、またはそのおそれのある行為は、厳にこれを禁止する。

(3) ハラスメントおよび差別の禁止

当社グループ役職員等は、一切のハラスメントおよび差別にあたる行為を行ってはならない。

(報告、連絡および相談)

第15条 当社グループ役職員等は、何事によらず、いかなる状況においても、報告、連絡および相談を怠ってはならない。